

専門職大学院認証評価

「改善報告書」作成の手引き

分野	本資料の該当頁	対応内容
法科大学院、知的財産専門職大学院	1 頁	「改善報告書」の提出
経営系専門職大学院、公共政策系専門職大学院、公衆衛生系専門職大学院、グローバル・コミュニケーション系専門職大学院、デジタルコンテンツ系専門職大学院、グローバル法務系専門職大学院、広報・情報系専門職大学院	2 頁	①「課題解決計画」及び「改善計画」の説明 ②「改善計画」に関する報告

2022年3月

I. 法科大学院及び知的財産専門職大学院

1. 「改善報告書」の作成・提出

本協会の認証評価を受けて、基準に適合していると認定された法科大学院及び知的財産専門職大学院は、認証評価結果を受領してから2年後に「改善報告書」を提出することが義務付けられています。

対象となる提言	「勧告」及び「問題点」
様式	本協会ホームページに掲載されている所定の様式を利用して、各提言に関する改善状況を記載して下さい（掲載場所が分からない場合には、本協会の事務局担当者にお問い合わせ下さい）。
提出時期	認証評価結果を受領してから2年後の指定日（具体的な期日につきましては、本協会事務局担当者よりご連絡いたします）。

提出された「改善報告書」は、各認証評価委員会において検討を行います。その結果は、理事会の承認を経た後に当該専門職大学院に送付されます。各専門職大学院においては、この「改善報告書」の検討結果を踏まえ、次回の認証評価申請の準備を進めて下さい。

Ⅱ. 経営系専門職大学院、公共政策系専門職大学院、公衆衛生系専門職大学院、グローバル・コミュニケーション系専門職大学院、デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価、グローバル法務系専門職大学院、広報・情報系専門職大学院

1. 「課題解決計画」及び「改善計画」の説明

本協会の認証評価を受けて、基準に適合していると認定されたうえで、提言（「検討課題」及び「勧告」または「是正勧告」）が付された専門職大学院は、各認証評価委員会にて「課題解決計画」及び「改善計画」の説明を行うことが求められます。具体的には、認証評価結果を受領してから半年以降の指定日において、下記のような内容の「課題解決計画」及び「改善計画」を取りまとめ、これに沿って説明を行います。（説明を行っていただく認証評価委員会の開催日は、本協会の事務局担当者よりご連絡いたします。）

「課題解決計画」及び「改善計画」の様式は、本協会ホームページに掲載されている所定の様式を利用して下さい（掲載場所が分からない場合には、本協会の事務局にお問い合わせ下さい）。

名称	該当する提言	記載すべき内容等
課題解決計画	検討課題	認証評価結果において「検討課題」として指摘された事項の解決を図るための計画を取りまとめます。「検討課題」への対応は、原則として各大学に判断が委ねられていますので、当該事項をどのように受け止め、今後どのような取組みを予定しているのか説明して下さい。なお、関連する複数の「検討課題」がある場合には、それらをまとめて解決する計画を示すことも可能です。
改善計画	勧告 または 是正勧告	認証評価結果において「勧告」または「是正勧告」として指摘された事項の改善に向けた計画を取りまとめます。「勧告」または「是正勧告」として指摘される事項は、いずれも改善が義務付けられる重大な問題です。したがって、改善を図るための方法やスケジュールを可能な限り具体的に説明することが求められます。

※提言の名称（「勧告」または「是正勧告」）は、評価分野によって異なっております。

2. 「改善報告書」の提出（「勧告」または「是正勧告」が付された場合のみ）

提言のうち「勧告」または「是正勧告」が付された専門職大学院は、認証評価結果を受領してから2年後の指定日までに、「改善計画」に沿って当該問題の改善に取り組み、その結果を取りまとめた「改善報告書」を提出することが求められます。

なお、「改善報告書」の様式は、本協会ホームページに掲載されている所定の様式を利用して下さい（掲載場所が分からない場合には、本協会の事務局にお問い合わせ下さい）。